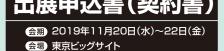


草刈り・除草ワールド



一般社団法人 日本能率協会 御中 当社は、裏面記載の出展規定を遵守することを約束し、下記のとおり出展申込みをいたします。

早期締切 2019年5月31日 (金) 通常締切 2019年8月2日 (金) 出展料金・オプション支払い期限 2019年8月30日(金)

出展料金支払方法:出展申込書に基づき、事務局より請求書をお送りしますので、指定口座までお振込みください。また、振込手数料は貴社・団体にてご負担ください。

申込み日:	年	月	Е

● 本出展申込書(契約書)裏面の出展規定を必ずご確認のうえ、必要事項をご記入・ご捺印ください。

- 1 ~ 6 までご記入のうえ、本申込書の原本を上記事務局宛にご郵送ください。
- 本出展申込書(契約書)提出の際は、両面コピーをとり、貴社控えとして保存ください。
- 小会主催展示会に初めて出展される場合は、会社案内・製品カタログを同封ください。
- 申込期限翌日以降の出展解約およびブース数減少にはキャンセル料がかかります。(裏面出展規定参照)
- 本展示会の開催期間最終日の消費税率を適用させていただきます
- 本出展申込書(契約書)を事務局が受理し、請求書を発送した時点で申込み完了となります。お支払いについては請求書をご確認ください。

	和	- ノリカナ 		代	役職名			
会社名 _{出展者名表記を}	和		印	表		フリガナ		
変更する場合は右頁とで記入ください。	英			者	氏 名			
本社所在地	1	Ŧ			TEL			
本社別任 地	3				FAX			
出展担当者 連絡 先所 在 地	Í	Ŧ			TEL			
所在地	1				FAX			
		所属部署	役職名			氏	名	
出展担当者	<u>.</u>			フリガ	iナ 			
H/W/E31 F								(即)
E-mail				持	特電話			

1 出展ブース/オプション/各種広告の申込み・料金

※「スマート装飾プラン」パンフレット送付希望する

				単価(税抜)	消費税(10%)	単価(税込)①	申込数②	料金 ① × ②
出展料金	1ブース	主催団体会員※1	早期	¥360,000	¥36,000	¥396,000	X ブース	=¥
股	間口2.97m×奥行2.97m	工作凹件五貝**	通常	¥380,000	¥38,000	¥418,000	X ブース	=¥
金	×高さ2.7m	会員外	早期	¥400,000	¥40,000	¥440,000	X ブース	=¥
		五貝刀	通常	¥420,000	¥42,000	¥462,000	X ブース	=¥
	Aコーナーブース指	定権 ※1ブースの出展	者のみ対象	¥80,000	¥8,000	¥88,000	×	= ¥
オ	Bプレゼンテーション	ソセミナー(出展者	セミナー)	¥100,000	¥10,000	¥110,000	×	= ¥
プ	ロホームページバナ	一広告		¥100,000	¥10,000	¥110,000	×	= ¥
ショ	D 会場内ストックル-	−ム(2m ² •鍵付)		¥50,000	¥5,000	¥55,000	×	= ¥
ラ	E会場案内図広告			¥100,000	¥10,000	¥110,000	×	= ¥
	F誘導看板広告			¥100,000	¥10,000	¥110,000	×	=¥

※1:「主催団体会員」とは一般社団法人日本能率協会の法人会員をさします。 ※2:本展示会の開催期間最終日の消費税率を適用させていただきます。

合計 ¥	
------	--

2 出展考名の記載方法(表記)	(来場者にむけて会場案内図やホームページなどに記載される表記です。) ※法人の種類((株)、(有)、NPO、CO.,LTD,など)を除いてご記入ください。
	※法人の種類((株)、(有)、NPO、CO.LTD.など)を除いてご記入ください。

	。 の種類((株)、(有)、NPO、C			
出展者名 和 □ 申込会社名と同様 □ 変更(*** □ 申込会社名と同様 □ 変更(*** □ 申込会社名と同様 □ 変更(*** □ 申込会社名と同様 □ 変更(*** □ 申込会社名と同様 □ 変更(*** □ 申込会社名と同様 □ 変更(*** □ 申込会社名と同様 □ 変更(*** □ 申込会社名と同様 □ 変更(*** □ 申込会社名と同様 □ 変更(*** □ 申込会社名と同様 □ 変更(*** □ 申込会社名と同様 □ 変更(*** □ 申込会社名と同様 □ 変更(*** □ 申込会社名と同様 □ 変更(*** □ 申込会社名と同様 □ 変更(*** □ 申込会社名と同様 □ 変更(*** □ 申込会社名と同様 □ 変更(*** □ 申込会社名と同様 □ 変更(***)	下記にご記入ください)	申込会社名と同様	◯ 変更(下記にご記入ください)	表記しない
3 出展予定製品 (型番、品番、製品名ではな	く、具体的にご記入ください。〈依	】 別〉種子·種苗、包装機械化	<u>ħ</u>)	
ホームページURL http://				
4 必要とする設備 (展示·実演に必要と	なる可能性がある項目に	□☑を付けてください	n _o)	
□ 給排水設備	│ □ ガス()	kcal/h	□ アンカー	
	記付する「出展の手引・提出書類」に の出展者のみ。1~3ブースでのる る場合もありますのでご了承く	5申し込みの場合は、自動的	的にシングルブースとなります。	
□ シングルブース	□ ダブルブース [[□ スペースブース (8ブース以上)	12m 6m ブースの場合
6 通信欄 隣接希望企業、競合出展者、ブースス 記入なき場合はご希望には添いかね		の企業、その他特別な事項	頁がございましたら企業名を 必	ずご記入ください。
ブース位置について:事務局にて全て決	定いたします。ご了承の	うえ、お申込みくだ	さい。	

ブース位置は 1.ブース数、出展ゾーン、コーナーブース指定権の有無 2.申込順 3.出展製品 4.水・ガス使用の有無 5.その他各社の特記事項 などを勘案のうえ、事務局にて決定いたします。 昼~ ⑤ はブース位置決定の際の参考となりますので必ずご記入ください。発表は出展者説明会(予定)にて行います。

〈問い合せ・出展申込書送付先〉 草刈り・除草ワールド 事務局 行

一般社団法人日本能率協会 産業振興センター内

〒105-8522 東京都港区芝公園3-1-22 TEL:03-3434-1988/FAX:03-3434-8076 E-mail:ai-e@jma.or.jp

個人情報の	
お取り扱いについて	

一般社団法人日本能率協会では、個人情報の保護に努めております。詳細は小会の個人情報等保護方針(http://www.jma.or.jp/privacy)をご覧ください。今回、ご記 入いただきました出展者の皆様の個人情報は、本催しの出展に関する諸手続および各種案内のために利用させていただきます。なお、個人情報は本催しに関する確認・連絡および各種諸手続のため機密保持契約を締結した業務委託先(事務局協力会社および郵便物配送業者)に預託することがありますのであらかじめご承知おきください。

	受付①	受付②	受 付 ③	請求書発行日		備:	考	
事務局記入欄					新一 継一 復一	*	図― 備―	ID·PW 説—

第1条(出展資格)

(1)本展示会への出展申込は、主催者の定める本出展規定、 「出展の手引」その他主催者の指示を誠実に遵守する者に 限ります。

(2)主催者は、出展者が本展示会の開催趣旨、目的に適う者 であるか否かを判断する権限を有し、これに合致しないと判 断した場合は、申込みをお断りし、あるいは出展契約を取り消 させて戴きます。その際の判断基準や根拠、理由は一切開 示致しません。この場合、主催者は、出展申込者ないし出展 者がそれまでに支出した費用その他一切の責任を負いませ ん。なお、次のような事例もこれに該当することになります。

①本出展申込書の記載事項に不備や虚偽の申請などがあ ることが判明される場合

②出展物ないし出展の意図、内容が、本展示会の趣旨にそ ぐわないと判断される場合

③出展者の出展や出展物が現に第三者との間で争われ、こ れにより本展示会の運営上悪影響を及ぼすおそれがあると 2) ポスター:公式ポスターを提供します。 判断される場合

④来場者、他の出展者、及びその他の第三者からこれまで 4) 電気工事:100V/300Wまでの一次側幹線工事。 の展示会において苦情等が寄せられたことがある場合、並 びにそのような苦情等が寄せられると予想される場合

⑤出展者が既に本出展規定に違反していると判断される場

⑥その他、本展示会への出展が不相当と判断される場合 (3)本展示会への出展申込みは以上のことを同意したものと みなしますので、これに不同意の場合は本申込みをなされな いよう十分ご留意ください。

第2条(出展物)

(1)出展物は、展示会の開催趣旨、目的に添い、かつ事前に 主催者の承諾を得た品目とします。

(2)次の各号に該当するものは、出展を禁止します。

①輸出入・販売禁止品、麻薬、その他の法禁物 ②引火性・爆発性または放射性危険物

③丁業所有権その他無体財産権を侵害するか、そのおそれ

④裸火を使用する物(但し、所轄消防署の許可を受けた場 合を除く)

⑤主催者の事前の承諾を得られなかった物

⑥所轄行政庁より指示・勧告のあった物

⑦その他関連法令に抵触するおそれがある物及び公序良 俗に反する物

(3)前項に該当する以外の物でも、展示会の正常な運営に支 障をきたすおそれがあると認められる物については、出展前 はもとより出展中にあっても、その出展を規制または禁止させ ていただくことがあります。

(4)主催者は、出展者が、本出展申込の前後を問わず本条(2) (3)により禁止された物もしくは規制された物を、出展していた 場合には、出展者に対し、当該出展物の展示の取りやめ、も しくは当該規制に従うよう通知しますので、通知を受けた出展 者は、この通知後即時に、当該出展物の出展の取りやめもし くは規制に従っていただきます。

(5)①前項において、出展者が主催者の指示に従わない場 合は、出展者は、主催者に対し、違約金として当該出展ブー ス料の3倍に相当する金員を即時に支払うとともに、主催者 は、当該出展者の費用により、当該出展者に代わって当該出 展物の撤去その他しかるべき措置をとることができます。これ につき出展者は、主催者に対し、一切の責任追求を行わない ものとさせていただきます。

②出展者は前号のことをあらかじめ了解のうえ、本出展申し 込みをすることとし、将来この点についての異議は一切受付 けません。

第3条(出展ブースのレイアウト)

出展ブースのレイアウトは、主催者が行う会場ゾーニング計画 に基づき、過去の実績(主催者主催の展示会への出展回数 等)、ブース数、出展物、実演の有無、申し込み順等を勘案の うえ事務局にて決定します。

第4条(展示期間及び展示時間)

展示期間は、2018年11月20日から同年11月22日までの3日 間とし、展示時間は10:00から17:00までとします。

第5条(出展ブース料)

出展ブース料は、下記のとおりとします。(消費税10%込)

1ブース:間口2.97m×奥行き2.97m×高さ2.7m(約9㎡)

	申込ブース単価(税込)				
	早期申込	通常申込			
主催団体会員**1	¥396,000	¥418,000			
会員外	¥440,000	¥462,000			
※1「主催団体会員」とは一般社団法人日本能率協会の法人会員					

- ※2 本展示会の開催期間最終日の消費税率を適用させていただき

■出展ブース料に含まれるもの

- 1) 基本設備として基礎ブース(システムパネル仕様ビ ニール仕上げの後壁、側壁)。
- 3) 招待状:和文招待状、封筒のセットを提供します。
- 5) ブース番号板

第6条(出展申込み等について)

出展申込み方法、申込み期限、出展料の支払い方法、支払 い期限等については下記によります。

〈出展申込み方法〉

本規定表面の出展申込書に所要事項をご記入のう え郵送にてお申し込み下さい。また、一般社団法人日 本能率協会主催の展示会に初めて出展申込みをさ れる場合は、事前に会社経歴書(または会社案内)、 出展予定商品のカタログ(または取扱商品カタログ)を 事務局までご提出ください。また、前回提出以降、その 内容に変更がある場合も同様とします。なお、出展内 容が本展の趣旨にそぐわない場合は、受付をお断りす ることがありますので、あらかじめご了承ください。

〈出展申込み期限〉

■早期申込:2019年5月31日(金)

■通常申込:2019年8月2日(金)

※ただし、予定ブース数になり次第、締め切らせていただ きます。

〈出展申込み先〉

■草刈り・除草ワールド 事務局

一般社団法人日本能率協会 産業振興センター内 〒105-8522 東京都港区芝公園3-1-22

TEL. 03-3434-1988 FAX. 03-3434-8076

〈出展ブース料金支払い方法〉

出展申込書に基づき、事務局より請求書をお送りしますの で、指定口座までお振り込みください。また、振込手数料 は貴社にてご負担ください。

なお、期限内にお支払いいただけない場合は、出展を 取り消させていただく場合もございますので、あらか じめご了承ください。

〈支払い期限〉

2019年8月30日(金)

第7条(出展契約の成立時期)

本出展申込書に基づく出展契約(以下、本出展契約という) の成立時期は、前条により主催者が出展料金の請求書を発 送した時点とします。

第8条(出展物の管理)

(1)各出展者は、自己の責任と費用において、各出展ブース 内への出展物の搬出入と出展ブース内の出展物の管理を

(2)主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、天災地変そ の他不可抗力の原因による場合を含め出展物の損傷その 他出展物に関する一切の事故について、その責任を負いま

第9条(事故防止及び責任)

(1)出展者は、出展物の搬出入、展示、実演、撤去等に際し、 最善の注意を払い、事故防止に努め、万一事故が発生した 場合の責任は、出展者において負うものとします。

(2)主催者は、出展者に対し、出展者の負担で、作業の中止・ 制限その他事故防止のため必要な措置を取ることを命ずる ことができます。

(3)主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した事 故につき一切の責任を負いません。

第10条(展示会開催の変更及び中止)

(1)主催者は、天災地変その他の不可抗力および主催者の 責めに帰しえない原因により会期を変更、または本出展契約 を解除する事があります。

(2)主催者は、開催規模、出展内容、来場者動員数等から予 測して、展示会開催の趣旨・目的の達成が困難と判断した場 合は、本出展契約を解約し、展示会の開催を中止できるもの とします。

(3)(1)および(2)の場合、主催者はこれによって生じた出展者、 またはその他の者の損害につき、責任を負いません。

第11条(出展者による出展の取消)

(1)出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約 (申込みブース数の削減を含む。以下、本条において同じ) は、主催者においてこれを了承しない限り認めません。

(2)前項につき、主催者が出展者からの出展申込みの全部ま たは一部の取消・解約を了承する場合には、出展者は以下 のとおりのキャンセル料を支払わなければなりません。

期限	キャンセル料
出展申込期限(早期、通常)の翌日から 下記該当日前日	税抜出展ブース料の50%
出展者説明会開催日または出展者説明 会を実施しない展示会においては出展 ブースレイアウト決定日翌日以降	税抜出展ブース料の100%

なお、上記表中の「期限」は出展者からの出展申込みの全 部または一部の取消・解約の意思表示が、主催者に到達し た時点をもって区別します。また、出展申込みの一部の取消・ 解約の場合のキャンセル料の「税抜出展ブース料」とは、取 消・解約される分に相当する税抜出展ブース料の額としま

第12条(日本国内への入国手続き)

出展者が、本出展のため日本国内への入国手続きを必要と する場合、出展者は自己の責任において日本国内への入国 手続きを行うものとし、入国審査に関わる全ての手続きならび に経費に対しては、主催者は一切の責任を負いません。ま た、何らかの理由によりわが国に入国できないために出展契 約を解約する場合には、出展者は主催者に対し、第11条によ りキャンセル料を支払わなければなりません。

第13条(搬出入および会場施設)

搬出入及び会場施設については下記によるものとします。

①会 場

東京ビッグサイト(東京国際展示場)

2019年11月19日(火) 8:00~18:00(予定)

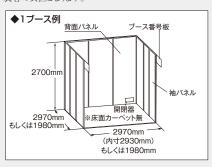
③搬出期間

2019年11月22日(金) 17:00~22:00(予定) ※時間内に、装飾材料の撤去を含む一切の作業を完了し てください。また、上記終了時間については変更になる場合 があります。詳細は「出展の手引」をご確認ください。

④展示ブースの基本設備

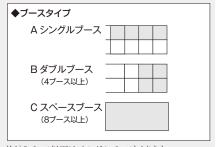
a.基礎ブース

基礎ブースは、主催者側で背面パネル・袖パネル(システ ムパネル仕様、白ビニール仕上げ)を統一して施工しま す。その他、展示ブース内の装飾(展示台、棚等)は、出 展者の負担となります。



b.標準ブース

(i)1ブースは間口2.97m×奥行き2.97m×高さ2.7mもしくは 間口1.98m×奥行き1.98m×高さ2.7mとし、これを単列また は複列に配列します。ただし主催者は、出展規模、展示 物の状況等により変形ブースを設置することがあります。



注1)3ブース以下は、シングルブースとなります。

注2)4ブース以上はダブルブースが選択できます。

注3) 原則として8ブース以上はスペースブースの提供が 可能です。

ただし、スペースブースでご出展の場合、場所に制限が あります。

- (ii)各出展者の間仕切は、主催者側で設置します。 (システムパネル仕様・白ビニール仕上げ)
- (iii) 隣接ブースが無い場合は、間仕切りはつきません。

1ブースにつき単相100V/300W容量までの電気供給一 次側幹線工事は、主催者側において行います。供給幹 線はブース内まで配線し、開閉器を設けます。それ以上 の幹線工事および二次側電気工事と電気使用料は、出 展者の負担となります。

⑥給排水設備

幹線工事および二次側配管工事と水道使用料は、出展 者の負担となります。

第14条(諸経費の負担)

(1)電気、電話、給排水設備などを必要とする出展者は、別に 定める申込手続きを取り、所定料金を支払うものとします。 (2)出展物の輸送、搬出入、展示、実演、撤去その他出展者 の行為に属する費用ならびに出展物、出展者に対する損害 賠償等の保険料は、すべて出展者の負担となります。

第15条(出展規定の変更)

主催者は、やむを得ない事情があるときは、本出展規定を変 更することがあり、出展者はあらかじめこれに同意し、変更後 の新規定等を遵守することとします。

第16条(禁止事項)

出展者の次の行為を禁止します。

①本出展契約上の出展者としての地位又は権利の全部又 は一部につき、その権利の譲渡、売買をなし、又は転貸し、あ るいは担保に供すること。

②指定された場所以外の展示場建物の内外部または周辺 第22条(ブース内の出展者常駐) に看板、掲示板、広告標識等を設置または掲出すること。但 し、主催者が事前に承諾した場合はこの限りでない。

③重量物、または不潔、悪臭等により他人の迷惑となる物品 を搬入すること。

④来場者および他の出展者に迷惑となる行為(騒音・臭い・ パフォーマンス等)をすること。

⑤出展ブースを含む展示場建物に損害を及ぼすような行為 をすること。 ⑥展示会における有償での物品・サービス等の提供及びこれ

を目的とする出展(但し、主催者が予め認めたものは除く)。 ⑦出展ブース内に宿泊すること。

⑧その他本出展規定において禁止された事項。

第17条(契約の解除)

主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は、出展 者に対し何等の催告なく、本件出展契約を解除することがで きるものとし、この場合、主催者が損害をこうむったときは、出 展者に対してその損害の賠償を請求することができます。 ①出展料金の全部又は一部を支払わない場合

②出展禁止物を出展し、又は出展につき主催者の定める規 定及び指示に従わない場合

③出展ブースを、展示会出展の目的以外に使用した場合 ④出展ブースを使用しない場合 ⑤解散もしくは仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、

破産、民事再生、会社更生、会社整理の各申立があった場

⑥手形・小切手につき不渡処分を受けた場合 (7)公和公課につき滞納処分を受けたとき

⑧著しく主催者の信用を失墜する事実があったとき

指示に違反した場合 第18条(原状回復)

本出展契約が解約、解除、期間満了その他事由の如何を 問わず終了したときは、出展者は主催者に対し次に従って出 展ブースを明け渡さなければなりません。

①出展ブースを原状に回復すること。

但し、出展者が回復工事を行わないときは、主催者において これを回復し、その費用は出展者が負担するものとします。 ②出展ブースの明け渡し後、出展者が出展ブース内に残置 した物件があるときは、主催者は任意にこれを処分すること ができるものとします。

③出展者は、出展ブースの明け渡しに際し、その事由、名目 の如何にかかわらず、出展ブース、諸造作及び設備につい て支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退 料、権利金等一切の請求をしないことはもちろん、出展ブース 内に自己の費用をもって施設した諸造作、設備等の買取りを 主催者に請求することはできません。

④出展者が、本出展契約終了後出展ブースを明け渡さない ときは、契約終了の翌日から明渡完了に至るまで当該出展 ブース料(ただし、日割計算による)の3倍相当の違約金及び 諸費用を主催者に支払い、かつ明渡し遅滞により主催者が 損害をこうむったときは違約金とは別にその損害をも賠償い 害(所有物の破損壊・消失・紛失等を含むあらゆる損害)につ ただきます。

第19条(遅延損害金)

出展者において、本出展契約上の金銭債務の履行を遅滞 した場合には、遅滞の日から年14.6%の割合による遅延損害 金をお支払いいただきます。

第20条(立ち入り点検)

(1)主催者またはその使用人は、建物の保全、衛生、防犯、防 火、救護その他建物の管理上必要あるときは、あらかじめ出 展者に通知した上で出展ブースに立ち入り、これを点検し、 は、東京地方裁判所を第1審管轄裁判所とします。 適宜の措置をとることができるものとします。ただし、非常の場 合主催者があらかじめこの旨を出展者に通知することができ ないときは事後の報告をもって足りるものとします。

(2)前項の場合、出展者は主催者の措置に協力しなければな りません。

第21条(出展の手引き等)

出展者は、主催者の定める「出展の手引」並びに指示を、本出 展規定に付帯するものとして遵守しなければなりません。

■ 草刈り・除草ワールド

出展者は、展示期間中主催者指定の出展者バッジを常時 着用し、かつブース内に展示時間中常駐し、来場者との応 対、出展物の管理にあたることとします。

第23条(マイク使用の禁止と音量規制)

(1)マイクを使用した商品説明は原則として(詳細は「出展の 手引き |を参昭) 埜止 ! ます。

(2)ブース内のAV機器の音量や商品自体が発生する音量 は、ブース前面2メートルにて計測して70デシベル以下としま す。

(3)館内における音楽の生演奏は厳禁いたします。

第24条(廃棄物の処理)

(1)展示廃棄物、使用済みの資材やブース内・周辺の塵・クズ は、出展者の責任によりお持ち帰りください。

(2) 放置廃棄物の処理費用については、会期終了後、主催者 が出展者に実費請求しますので、出展者は請求書受領後 直ちにお支払いいただきます。

第25条(装飾・施工)

(1)装飾物は各出展者間の間仕切の枠外にはみ出ることを 禁止します。

(2)展示場の通路上に施設や標示などを設けないでください。 (3)装飾物についての高さは「出展の手引き」に記載のある高 さによります。ただし主催者が特別に許可した場合において はこの限りではありません。

(4)出展にあたり天井構造の使用は、主催者の承諾のない限 り、禁止します。

(5)出展者は、主催者が出展者説明会において説明する事 項を遵守するものとします。

(6)出展者が本条(1)から(5)のいずれかに違反し、主催者から ⑨その他本出展規定及びこれに基づく「出展の手引き」や 是正するよう通知されたにもかかわらず、出展者がこれに従 わない場合には、主催者は自ら出展者の費用負担で、その 違反物の撤去その他の措置を取ることができるものとし、出 展者はこれにつき主催者に対し異議を述べず、かつ何等の 請求もしないこととします。

第26条(火災・盗難・その他の事故等)

(1)主催者及び本展示会に貸して主催者と雇用、請負、業務 委託・提携・協力関係にある個人、法人、その他団体(以下、 本条において主催者らという)は、本展示会に関わる火災、 盗難、その他一切の事故・事象の発生により、出展者又は出 展者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法 人、その他団体ならびに展示会来場者を含む被った損害 (各自の所有物の破損壊・消失・紛失等を含むあらゆる損害) について一切の責任を負いません。

(2)主催者らは、本展示会に関する招待状、ホームページ、会 場案内図、WEB掲載情報、プロモーション用資料等一切の 製作物に偶発的に生じた誤字、脱字等について一切の責 任を負いません。

(3)出展者は、出展者又は出展者と雇用、請負、業務委託・提 携・協力関係にある個人、法人、又はその他団体が、本展示 会に関わり発生した火災、盗難、その他一切の事故・事象によ り、主催者らまたは展示会来場者を含む第三者に負わせた損 いて、直ちに一切の損害を賠償するものとします。

第27条(個人情報の取り扱いについて)

出展者は、主催者が提供するインターネットやバーコード等の システム・サービスによって得られた顧客の個人情報について は、出展者における個人情報保護に関する規則に基づき管 理するものとする。

第28条(管轄裁判所)

本出展契約から生じる権利義務について争いが生じたとき